

《 定額複利預金 》

商品名	定額複利預金
ご利用頂ける方	個人の方
期 間	預入期間：5年 据置期間：6ヵ月
お預け入れ	預入方法：一括預入 預入金額：10万円以上1,000万円未満 預入単位：1円単位 付利単位：1円単位
払戻方法	預金の全部または一部について預入日の6ヵ月後の応当日（継続をしたときはその継続日の6ヵ月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います また、一部支払いは、預入日の6ヵ月後の応当日から通帳または証書記載の最長お預り期限までの間に、10万円を超える部分については1万円以上1万円単位の金額で請求することができます
金 利	【適用金利】固定金利 ・預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します ・下記の預入期間に応じて、6段階の金利を預入時にさかのぼって適用します （6ヵ月以上・1年以上・2年以上・3年以上・4年以上・5年） ・預入時の金額が300万円以上で、一部引き出し後の金額が300万円未満となった場合は、その時点から、預入時の300万円未満の金額階層別金利を適用します ・金利は店頭の表示ボードをご覧ください ・最長お預り期限以後の利息は、最長お預り期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し支払います
利 息	計算方法：1年を365日とする日割り計算で6ヵ月毎の複利計算 利払方法・頻度：据置期間（6ヵ月）経過後に引き出しをする元金とともに払い戻しいたします
付加できる 特約事項	マル優のお取扱いができます
中途解約時（6ヵ月未満） のお取扱い	・預入日から据置期間内（6ヵ月）の日数について、最長預入期間（5年）の約定利率×10%の利率、または支払日における普通預金利率のいずれか低い方の利率により計算し、元金とともに支払います
税 金	利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税される為、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。

（次頁へ続く）

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：0120-00-2085）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>その他参考 となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・しんきん通帳アプリ上でのお預け入れはできません。 ・据置期間経過後は、1万円以上1万円単位で一部引き出しが可能です。ただし、引き出し後の残高が10万円未満となる一部引き出しはできません。 ・最長預入期限以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・預金保険の対象となります。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） ・この預金は定額複利預金規定（複利型）、定額複利預金{自動継続}規定（複利型）によりお取扱いいたします。本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。